

# バリアフリー施策に関する主な意見等

(面的な整備計画・住民参加のあり方など)

第3回 ユニバーサルデザインの考え方に基づく  
バリアフリーのあり方を考える懇談会



## 主な意見・要望等

---

● 面的な整備計画	.....	2
● 連続性の確保	.....	4
● 関係者間の調整	.....	5
● 住民参加・当事者参画	.....	6
● その他の主な意見等	.....	7

# 面的な整備計画（その1）

## 主な意見等

\*懇談会メンバーの意見等    ○関係団体の意見等    ◇地方公共団体の意見等

- 基本構想を作成している自治体がまだ少ない。各自治体での作成が必要。
- ◇利用者数が5,000人未満の駅でも基本構想を作成することができるよう、要件を緩和すべき。
- ◇基本構想を作成しようとしている市町村に対する財政的支援措置も必要
- 利用者の視点からすればすべての施設の利用は一連の行動の中にあり、行政や管理主体別ではないので、総合的な計画が必要
- ◇乗降客の多いターミナルの場合や、駅前広場等が複数の市町村にまたがる地区の場合は、市町村ではなく都道府県が基本構想を作成できるようにする必要がある

## 関連する主な現行制度等

- ▶交通バリアフリー法では、市町村は、駅などの旅客施設を中心とした一定の地区について、事業の重点的かつ一体的な推進を図るため、基本構想を作成することができる。
- ▶平成16年12月末現在、全国で179の基本構想（167市町村）が作成されているところである。
- ▶基本構想は、利用者数5,000人以上の旅客施設を中心とした地区のみならず、旅客施設からの徒歩圏内に高齢者、身体障害者等が利用する施設が相当数存在している地区等においても作成することができる。
- ▶複数の市町村にまたがる地区のような場合には、市町村が共同して基本構想を作成することができる。

## 面的な整備計画（その2）

### 主な意見等

\*懇談会メンバーの意見等    ○関係団体の意見等    ◇地方公共団体の意見等

◇大規模ターミナルのような場合には、事業計画まで含めた基本構想ではなく、当該ターミナル周辺地区の整備に関するマスタープラン的な計画を作成することが必要

◇駅中心ではなく、より広い範囲でバリアフリー化が推進されるよう、制度の見直しを行うべき。

◇旅客施設から離れており重点整備地区外にある公共施設等に至る経路についても特定経路と同様の扱いが必要。また、ミニバスなどの移動手段を活用する場合にも、経路の確保として扱うことも検討すべき。

◇特定事業計画の作成を推進するための施策が必要

\*基本構想作成後、自治体の財政事情が厳しいこともあり、その後の線的・面的・総合的なバリアフリー化がなかなか進まない現状にある

\*基本構想を作成した後の事後評価を行う仕組みを作ることが必要

### 関連する主な現行制度等

▶交通バリアフリー法上は、「重点整備地区における移動円滑化に関する基本的な方針」と、各種事業に関する事項とを同時に定めることとされている。

▶交通バリアフリー法上は、基本構想が作成されたときは、関係する公共交通事業者や道路管理者などは、それぞれ、特定事業計画を作成し、事業を実施するものとされている。

# 連続性の確保

## 主な意見等

\*懇談会メンバーの意見等    ○関係団体の意見等    ◇地方公共団体の意見等

○◇駅のバリアフリー化は進展してきたが、自宅からバス停・駅までのバリアフリー化が遅れている。自宅から、公共建築物や旅客施設などの最終目的地までの連続したバリアフリー環境の整備が必要。

○◇建築物と道路のバリアフリー化の連携を図ることが必要。新築のビルの例で、入口にはスロープがあるにもかかわらず、そこに至る道路の段差が大きく車いすで利用できない例がある。

\*施設の中と交通、町中など、全体の中の連続性が、日本の場合、社会資本の充実しているところとそうではないところの格差が大きい

\*例えば航空機内では乗務員による対応で十分であっても、移動先での行動の際には不安の要素が多く、連動性の確保が重要

## 関連する主な現行制度等

▶平成16年10月に、交通バリアフリー法に基づく基本方針を改正し、基本構想の指針となるべき事項として、ハートビル法に基づく建築物のバリアフリー化と連携して、連続的な移動経路の確保が行われるように関係者間で十分な調整を図るべきこと等を記載したところである。

▶重点整備地区以外の歩道についてもバリアフリーの観点を踏まえた整備を推進するため、歩道の一般的構造に関する基準案について現在検討中。

# 関係者間の調整

## 主な意見等

\*懇談会メンバーの意見等    ○関係団体の意見等    ◇地方公共団体の意見等

\*◇特に大規模ターミナルでは関係者が多いこともあり、関係者間の意見調整や費用負担・役割分担等について、第三者が調整する仕組みが必要

\*基本構想を作成したいという意向はあるものの、事業者等との調整が進まないような場合に、市町村がイニシアチブをとれるようなサポートを国レベルで行うことが必要

○市町村の境界にある駅等では、自治体間の調整を図るための仕組みが必要

## 関連する主な現行制度等

▶交通バリアフリー法では、市町村は、基本構想を作成しようとするときは、関係する事業者等に対し、特定事業に関する事項について基本構想の案を作成し提出するよう求めることができるとともに、関係する事業者等は、基本構想の作成に協力するよう努めなければならないこととされている。

# 住民参加・当事者参画

## 主な意見等

\* 懇談会メンバーの意見等    ○ 関係団体の意見等    ◇ 地方公共団体の意見等

\* ○◇ユニバーサルデザインという考え方にに基づき、当事者参画をしっかりと進めてニーズを拾い上げることが重要

◇ 住民や当事者の意見・要望を十分取り入れるための手法を拡充することが必要

\* ○基本構想を作成した後の、特定事業計画などの具体的な事業計画を作成する際にも、当事者が参画する仕組みを設けるべき

\* 大規模なプロジェクトで、期間の変更や追加コストにもある程度対応が可能な場合に、当事者参画を徹底し事後評価もしっかり行うような、モデルプロジェクトを実施することが必要

\* 社員の中から小さな改善提案が出された場合に、それをどのように組織として吸い上げていくかが重要

## 関連する主な現行制度等

▶ 交通バリアフリー法に基づき国が定める基本方針では、「公共交通機関を利用する当事者である高齢者、身体障害者等を始め関係者の参画により、関係者の意見が基本構想に十分反映されるよう努める」とされている。

## その他の主な意見等

### 主な意見等

\* 懇談会メンバーの意見等    ○ 関係団体の意見等    ◇ 地方公共団体の意見等

\* 基本構想作成後、その構想に従ってみんなで一緒にまちづくりを推進しようという視点を持つことが重要であり、そのための方向性を打ち出すことが必要

\* ◇ 地域交通計画やまちづくり計画などの関係で自治体側の窓口がいろいろあるが、窓口をわかりやすくすることが必要

◇ 交通バリアフリー法では、一般的な行政主体としての都道府県の役割が不明確。今後、特に多くの関係者を抱える大規模施設等の整備に当たっての都道府県による調整や、基本構想作成に対する都道府県の積極的関与などの制度化が必要。

◇ ユニバーサルデザインの施策の推進に当たっては、様々な分野でのハード・ソフト両面での取り組みが必要であり、関係府省の連携による取り組みの促進が必要。

### 関連する主な現行制度等

▶ 交通バリアフリー法に基づき国が定める基本方針では、「移動円滑化を図るに当たり、基本構想に位置付けられた各種事業が円滑に実施されるためには、地域住民等の理解と協力が重要」とされている。

▶ 交通バリアフリー法では、都道府県は、市町村が基本構想を策定したときに、当該市町村に対し、必要な助言をすることができることとされている。また、地方公共団体の責務として、国の施策に準じて、必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。

## (参考) ヒアリング・アンケートの概要

### 関係団体へのヒアリング

#### ■ ヒアリング実施団体及び開催日

10月18日(月)	東京都聴覚障害者連盟
10月19日(火)	日本盲人会連合 全日本聾啞連盟
10月20日(水)	消費科学連合会 全日本手をつなぐ育成会
10月22日(金)	全国老人クラブ連合
10月25日(月)	主婦連合会
10月27日(水)	DPI日本会議
10月28日(木)	全国脊髄損傷者連合会
10月29日(金)	全国精神障害者家族連合会
11月2日(火)	日本身体障害者団体連合会

(ヒアリングの際に提出された資料は別紙で配布)

### 地方公共団体へのアンケート

#### ■ アンケート実施概要

- ▶ 全都道府県及び全市町村に対し、メールによりアンケートを実施(市町村に対しては都道府県を経由して配布)
- ▶ 主な質問項目は以下のとおり

- \* バリアフリー、ユニバーサルデザインに関する独自の取組・施策(福祉のまちづくり条例の制定、「ユニバーサルデザイン室」など担当組織の設置等)
- \* 住民等からバリアフリー、ユニバーサルデザイン関連施策について寄せられている意見・要望等
- \* 交通バリアフリー法、ハートビル法に基づく制度や基準等に関する意見等
- \* 今後、国土交通省が取り組むべきバリアフリー、ユニバーサルデザインに関する施策についての意見等

#### ■ 回収状況

平成17年1月20日現在、31都道府県、841市町村から回答を受領